

# 労働基準広報 2017 No.1945

## 12/21

### CONTENTS

#### 年末特別企画 今年の労災裁判を振り返る ————— 6

## 労災保険の適用に関連する重要な判決が出ているのが特徴

今年の労災裁判は、脳・心臓疾患の業務（公務）上外の判決、精神疾患（パワハラによる場合を含む）に関する業務（公務）上外の判断や損害賠償請求関係が圧倒的に多いのが特徴といえる。また、特に今回は、中国人研修生の歓送迎会への参加後に研修生らを自動車で送る途中の交通事故死について、最高裁が、事業活動に密接に関連した歓送迎会であり、運転も会社から要請されたものであるとして、一審・控訴審の判断を覆して、業務上災害と判断した行橋労基署長（テイク口九州）事件など、労災保険の適用に関連する重要な判決が出ているのが特徴といえる。

（弁護士・外井浩志（外井(TOI)法律事務所））

#### ●裁判例から学ぶ予防法務〈第37回〉 ————— 24

竹屋ほか事件

（津地裁 平成29年1月30日判決）

GPSで管理されたドーナツ店の店長が死亡

### 実際の労働時間よりも少なくするルールが黙認されないように注意

今回は、GPS機能付き携帯電話により労働時間を管理されたドーナツ店店長が過重労働により致死性不整脈を発症して死亡し、遺族が会社と代表取締役らに対して損害賠償請求を行った事件を取り上げる。実労働時間とのズレの補正は必要だが、実労働時間より少なくするようなルールが黙認されないよう注意すべきだろう。

（弁護士・井澤慎次）

#### ●転ばぬ先の労働法〈紛争予防の誌上ゼミ〉 — 40

第39講 紛争類型を予防法務に活かす①

### 予防法務は企業価値の毀損を防止し無駄な労力や経済的な損失を防ぐ

（北海学園大学法学部教授・弁護士 浅野高宏）

#### ●NEWS ————— 1

（厚労省・第13次労働災害防止計画の案を示す）目標は死亡15%以上・死傷5%以上減少／（第49回社労士試験の合格者）合格率は6.8%で前年を2.4ポイント上回る／（グッドキャリア企業アワード2017）従業員の自発的キャリア形成を支援する9社を表彰／（毎勤統計・29年夏季賞与）2年連続で前年上回り0.4%増の36万6502円／ほか

#### ●知っておくべき職場のルール ————— 43

〈第72回〉「フレックスタイム制」

### 労働者が始業・終業時刻を自ら選択して働く制度

（編集部）

●本誌読者アンケート — 39 ●連載 労働スクランブル⑩（労働評論家・飯田康夫） — 46 ●わたしの監督雑感 静岡・静岡労働基準監督署長 寄田茂 — 54 ●今月の資料室 — 56 ●労働基準広報 平成29年 総目次 — 57

アンケートへのご協力をお願い致します(39ページ)

#### 労務相談室

回答者

派遣法 [派遣労働者にフレックスタイムを適用したい] 必要な手続きは ——— 48 弁護士・新弘江  
募集・採用 [離職率算出で年内の退職者] 年末の人数で除してよいか ——— 50 弁護士・平田健二  
賃金関係 [親睦会が旅行積立金を天引] 不参加者から返還請求されたが ——— 52 弁護士・小川和晃

バックナンバーが閲覧できます!!

<http://rouki.chosakai.ne.jp/>

\*\*\*本誌ご購入の皆様へ\*\*\*

ビジネスセミナー「労働塾」のご案内